

岩手県告示第37号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県北広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成23年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 久慈市及び九戸郡野田村地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成22年12月16日から平成23年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（土地改良基盤整備地形図作成に伴う数値図化）